

東京裁判―勝者の裁き

リチャード・H・マイニア

プリンストン大学出版会 1971／日本語訳版 福村出版 1998

書評： Tadashi Hama

「戦争犯罪」裁判によって提起された問題が二つある。第一は、歴史的正確さの問題である。

「国際極東軍事裁判」は別名を「東京裁判」とも言うが、ここで、連合国は、告発事実に合わせて歴史物語を創作した。それは、「犯罪的で軍国主義的」な日本の支配層が「侵略戦争」を引き起こし、「平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪」を犯したという物語である。現代の「戦争犯罪」裁判は、さらに、勝者の告発に合わせて歴史を捏造した「歴史修正」を作り出している。学校での歴史教育は、次世代の思考方式を枠に嵌める手段として使われている。それも、過去に関する考えばかりでなく、自分たち自身および自分たちの社会についての考え方を規定しようという試みなのである。日本の歴史の授業で教えられていることは、日本の歴史および東京裁判の判決に対する外国製の非日本的な見方である。そして、このことが翻って、外国製の歴史観をますますはびこらせる結果を生んでいる。

提起されている第二の問題点は民主主義の性質の問題である。「戦争犯罪」裁判は、西欧的な観念による公正と正義の美名をまとっているが、実は、本当に西欧の伝統を理解している人々から見れば、怪しげな隠れ蓑に過ぎないと言うべきである。十九世紀および二十世紀の戦争に於ては、敗戦国は戦勝国の為すがままに翻弄される。敗北の結果、敗者は武器を置いた後でさえ、さらに血を流さなければならなくなる。敗者は教訓を押し付けられ、「戦争犯罪」のゆえをもって「裁判」を受けなければならないのである。恐ろしい罪が犯されたと申し立てられており、被告側は必ずや有罪の評決を下され、速やかに処刑されることになる。民主主義社会の内部でこのような裁判が行われるという事実自体が、現代の民主主義がどんなにグロテスクで歪んだものになってしまったかを実証している。

東京裁判を批判的に検証した書籍は多数存在する。まず第一に挙げられるべきは、リチャード・マイニア著『東京裁判―勝者の裁き』である。マイニアは、本書の中で東京裁判の根底を形成した、ひとりよがり自分勝手な反民主主義的な底流を「国際法の問題点」「リーガル・プロセス(法手続き)」「歴史の問題」の3つの章で詳細に検討している。

東京裁判の反民主主義的性格は、これが作り出したものを見ればよく分かる。戦時中、連合軍は、何度も何度も、「ファシズム」を打倒し、「民主主義を推進する」と約束した。それが、「戦争犯罪」に対して「厳正なる正義」を適用するというキャンペーンの一環だったのである。「厳正なる正義」を適用するための法的道徳的根拠は一九四五年夏のロンドン会議（「軍事裁判に関する国際会議」）に於て、四大国（米英仏ソ）が作り出したものである。¹四大国が作り上げた枠組みは、被告側の国々を証拠によって裁き、被告側の権利を守ろうというものではなかった。逆に、「ドイツと日本の行為が犯罪となり、敵の指導者たちが個人的に責任を負う」ようになる国際法を「法典化」する権利を四大国が持つということを主張するものだった。枢軸側の「戦争犯罪」は、捕虜虐待などの従来の戦争犯罪のゆえばかりでなく、オーウェル的な組織され人間性を失った犯罪であるという「侵略戦争」を遂行し、あるいは「人道に対する罪」を犯したという理由で訴追されることになる。無制限的な性格の訴因は被告を確実に有罪とし、罰せられることになる。連合側は、排他的立法権を持っていると主張したので、面倒な疑問点を見捨てることも可能だった。その疑問点とは、たとえば、申し立てられた罪が、実は、「技術的な意味での」あるいは「国際法に反する」罪なのではないかということなどである。

ロンドン会議の内容を詳しく見てみると、連合国の意図が、正義の自由民主主義的な観念を実践することではないということが明白になってくるはずだ。ロンドン会議の米国代表、ロバート・H・ジャクソンは、「この訴訟には一つしか結論はありえない」と述べた。起訴されたドイツ人戦犯の場合には、英国は単に「ある日突然、ナチスの指導的戦犯を引き出して、警告なしに射殺し、然る後に、全世界に向けて『彼らは死んだ』と発表することを望んだ」のであり、正義を実現したというような弁明はしなかった。

英国は、被告人側をどうするかということに関して、まったくフランクだったが、米国は、処刑の前に裁判をしたかったのである。その目的は、裁判が「世論の最大の支持を得」、「歴史の尊敬を受ける」ことを可能にすることであつた。言い換えれば、プロパガンダを目的として、ショーとしての裁判が行われたのである。米国は、自国の戦前戦中

¹ ロンドン会議に於ける四大国間の合意が、「ニュルンベルク条例」（国際軍事裁判所条例）および「東京条例」（東京裁判所条例／極東国際軍事裁判条例）の基礎となることになった。この両条例が、両裁判を行う原則を規定した。公正という点に関して特に重要なのが、裁判が「証拠という技術的なルールには拘束されない」という規定である。つまり、通常の法廷では証拠として採用され得ない事柄、たとえば伝聞証拠や無署名文書などが許容されるということである。

の政策が道徳的かつ適切なものであったことを強調し、侵略国に犯罪者の烙印を押しただのである。マイニアの指摘する所によると、実は、連合国の政策は「敵の指導者たちとともに裁判に掛けられるべきものだ」とのことである。そのような背景を顧慮してみると、戦争犯罪裁判の結果があのようなものになったのは、日本でも、ドイツの場合と同じように、別段驚くべきことではない。

戦争前、米国も英国も、甚だしい中立違反を犯していた。また、米国は、経済的政治的に日本が動きを取れなくするように様々な策を講じていた。さらにまた、連合国は戦時の目標を達成するために、故意に民間人を標的にした。こういう事実を考えてみると、弁護側（被告側）は、連合国の政策が実は「道徳的かつ適切」なものではなかったと主張することができたはずだ。しかし、連合国が、裁判を運営する権威を自分たちのものとしたのであるから、こういう点に限らず、弁護側（被告側）の主張がことごとく棄却されたのも異とするに足りない。連合国が自ら行った「人道に対する罪」は、²たとえば民間人居住地域の爆撃や原爆の投下などは、全く考慮の対象にならなかった。したがって、東京裁判の始まる前から、訴訟手続きによって、「正義」が実現されることは望むべくもなかったのである。

マイニアはさらに進んで、連合国は法的厳密性にまったく関心を持っていなかったと指摘する。連合国が自ら判事と検事の役を勤め、証拠のルールを無視したという事実は、裁判の客観性と公正性に重大な疑念を投げかける。また、被告人たちが死刑判決を受けた様子は、死刑宣告の手続きに完全に背反している。東京裁判の場合は、過半数（十一人の判事のうち六人ないし七人）が賛成しさえすれば、死刑判決が下ることになっていた。これと対照的なのが、米国の統一軍事裁判法であり、この法は、軍法会議の判事の満場一致の賛成がなければ、死刑の判決を下すことはできないと規定している。この統一軍事裁判法によれば、裁判所が終身刑を宣告した場合にも、*同様の規定に反していれば無効になる*。「終身刑または十年以上の投獄に処するためには、出席裁判官の四分の三の意見の一致がなければならない」からである。

連合国が、判事、検事、陪審員および執行者を兼ねていることについては、ここで強調しておく役立つことが一つある。それは、一つの党派あるいは一人の人間が、米国の政策を支配してはいけないという権力の分立の概念の上に、米国政府は基礎を

²極東国際軍事裁判条例は、「人道に対する罪」を「戦争の前であれ、戦時中であれ、民間人に対して行われた殺人、絶滅-----などの非人道的な行為」と定義した。インドのラダ・ビノード・パル判事およびオランダのベルト・レーリンク判事は、原子爆弾の非人道性について言明した。

置いているという事実である。米国政府の三つの分野、行政・立法・司法は、米国憲法に定められた特定の役割を持っている。たとえば、宣戦を布告するのは議会であり、また、有罪か無罪かを決定することに際しては、行政府は法的な事柄には一切関与できない。³東京裁判の場合には、米国は、西歐式の正義の観念を放棄したばかりでなく、権力分立の観念も捨ててしまったように思われる。実際、東京憲章は、ダグラス・マッカーサーが発した指令であり、同盟国の事後の同意を得たものである。

検察が行った歴史構成は、東京裁判の有効性について、またまた重大な疑念が生じて来る。すでに述べたように、東京裁判の目標は、日本を罰するのと同時に、連合国の政にできる限りの光を当てることだった。実際、ジョセフ・キーナン首席検察官が述べたように、東京裁判の「第一の役割」は、「事実を、特に日本人に対して権威あらしめるように確証する」ことだった。ここでの暗黙の目標は、「罪のない」日本国民を「犯罪的で軍国主義的」な指導者たちから分離することである。検察側の申し立ては、「最も執拗で陰險なやり方で日本人に押し付けられた戦争犯罪のプロパガンダ(小堀二〇〇三)」だった。連合国側が歴史的な正確さを欠いていることを別として、東京裁判は、真実を明らかにし、正義に奉仕するということ以外の目的に役立った。「裁判をプロパガンダの装置と看做すことは正義をおとしめることである」(マイニア p.127)

連合国側は、日本の「侵略主義者」たちが太平洋戦争に全面的な責任を負っているという考えを提出した。歴史家のマイニアの目から見れば、「最小限の歴史的正確さの審判に堪えないものである」。連合国側は、被告人たちは「共通の計画もしくは陰謀を企んだのであり、この『陰謀』の目的は、第一には、実力を用いて『極東』の『支配』を実現することであり、第二には、枢軸国と連携して、『全世界の支配』を実現することだった」。マイニアの指摘する所によると、東京裁判は、ドイツの歴史的状況の政治的状況をそのまま日本に当てはめて、「共同謀議」説を成り立たせようとするものだった。しかし、ドイツに見いだされた状況は、日本には全く存在しないものだった。やはりマイニアが指摘するように、日本には、長期的な視野に立って「侵略」政策を構想できるような独裁政党も「ヒトラー」タイプの指導者も存在していなかった。太平洋戦争の目的および性質は、ヨーロッパの戦争とは全く異なったものだった。実際、「三国(同盟)条約」が存在したにもかかわらず、日本とドイツの間で、戦時の戦略の調整は行われなかった。このことは、戦時中の日本のソ連との関係を見れば明白に理解できる。日本は一九四一年

³権力の分立という原則に鑑みると、一九四二年に公布されたルーズベルト大統領の行政命令九〇六六が思い浮かぶ。これは、日系米国人を米国西部から立ち退かせる命令である。さらに、最近では、米国市民の暗殺を許容した複数の命令がホワイトハウスから出されたという事実もある。

にソ連と不可侵条約を締結した。そして、ドイツから執拗にソ連を攻撃するように使喚されたにもかかわらず、日本は条約上の義務を尊重した。ソ連は、一九四五年八月に、中立義務に違反して、日本に宣戦を布告した。奇妙なことに、連合国の法廷では、連合国側の歴史解釈に従って、日本はソ連へ侵攻したことで有罪だということになったのである。

マイニアは、太平洋戦争に至る出来事を要約した。それは、連合国版の歴史とは鮮やかな対比をなすものである。特に興味深いのは、米国が日本に対して取った行動である。米国の戦前の中立性について、弁護側が引用したより包括的な歴史は、小堀桂一郎著『東京裁判 日本の弁明』（講談社学術文庫）に収められている。日本は天然資源の限られた島国なので、他のアジアの国々との貿易に高度に依存していた。貿易は政治的安定と協力とに依存するものであるから、日本はアジアで平和と安定とが確保されることに重大な関心を抱いていた。しかし、敵対的なヨーロッパ植民地、政治的に弱体の中国、さらにはソ連が存在したために、日本が効率的な貿易を遂行することが妨げられていた。そればかりでなく、米国の貿易政策は、西欧や中国からの輸入を優先して、日本を差別していた。それゆえに、日本は、このような経済的政治的環境の中で生き延びて行くために必要な行動を取ったのである。それは、資源の限られた他の島国、たとえば英国が、帝国主義時代の初期に取った行動と同じだった。連合国の法廷の考え方によれば、ヨーロッパの植民帝国の行動は不問に付されるべきであるが、それに対して、日本の行動は、似たような環境の下にあったのに、犯罪だというのである。

マイニアはまた、米国が自国の中立法に違反したことが、日本を戦争に押しやる重要なファクターになったと述べている。米国の戦時中のプロパガンダは今なお歴史の中に浸透しているが、そのような偏見を除去して、米国の戦前の歴史を公正に詳述した文献は他にも見出される。⁴米国は、中国と日本との紛争に関して、公的には中立を保っていたが、実は中国に加担し、武器を提供し、潤沢な資金援助を与え、日本との貿易協定を廃棄し、日本に対して禁輸を実行したのである。このように、敵対行為が取られ、中立が侵犯されたにもかかわらず、連合国の法廷はこれを無視した。弁護側（被

⁴ H.E. バーンズ著『永続平和のための永続戦争』（Caldwell, ID: Caxton Printers.）（1953）
T.フレミング著『ニュー・ディーラーの戦争：FDR と第2次大戦の戦争』（NY, NY: Basic Books.）（2002）

G. ナッシュ著『裏切られた自由：ハーバート・フーバーの第二次大戦秘史』（CA: Hoover Institution Press.）（2011）

J. トーランド著『大日本帝国の興亡』（ハヤカワ・ノンフィクション文庫）（2015）

告側)は、このような事実を情状酌量の要素として考慮すべきだと要請したが、法廷はこれを却下したのである。このような歴史事実、そして連合国が事実だと主張するものを検証してみても、被告側に押し付けられた訴因に関して、「合理的な疑い」が生じる余地が大いにあった。

いずれにせよ、マイニアの指摘によれば、東京裁判は政治的な裁判だったので、「公正な裁判」は、このような結果に至ることに初めから決まっていたのである。キーンン首席検察官は、一人一人の判事は、自分の国の「国家的利益と政策」を優先し、公正な裁判をしようという気持は薄かったのである。インドのラダ・ビノード・パル判事は、この裁判は「政治権力の道具」に過ぎなかったと評した。

フランスのアンリ・ベルナール判事は、反対意見を提出している。「欠陥のある訴訟手続の後で法廷が出した判決は有効なものではありえない」。東京裁判について知られていることを勘案してみると、その有効性に疑義を抱く人々がいるのは不思議はない。東京裁判の目的が正義(の実現)であるならば、いったいどうして、被告人を守るための手段が講じられなかったのだろうか。

最初から、東京裁判の結論を否認しようという人々は多かった。単に敵意を持っていたらから否認したというだけではない。プロパガンダが真実に取って代わり、裁判の唯一の目的が復讐だったからである。東京裁判に於ては、民主的な概念は頻繁に援用されたが、実践されることはまれだった。民主主義社会では、「戦争犯罪」裁判の存在は必要だと言って支持する人も多い。しかし、東京裁判およびその根本的欠陥について知られていることを勘案してみると、「戦争犯罪」裁判の存在が、民主主義社会に適合しているという考えを素直に受け入れられるものだろうか。

Reference

Kobori, K. (2003). *The Tokyo Trails: The Unheard Defense*. Rockport, ME: New England History Press.

(日本語原本:『東京裁判:日本の弁明』(講談社学術文庫)